

健康・福祉

後期高齢者医療の保険証更新のお知らせ

【保険年金課】

7月31日の有効期限満了により、後期高齢者医療被保険者証（保険証）を更新します。

新しい保険証は「みず色」です。7月中旬から順次、簡易書留郵便で郵送する予定です。

●新しい保険証について

7月1日から有効ですので、保険証が届き次第使用できます。

●現在お持ちの保険証について

これまでの「うすい緑色」の保険証は、8月1日以降使用できません。保険年金課に返却していただくか、ご自分で処分してください。

※ご自分で処分する場合は、細かく裁断するなどして、住所や氏名などが他の人に知られないように十分注意してください。

●一部負担金の割合をご確認ください

平成30年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください（住民税の課税所得が145万円以上の被保険者のいる世帯の人は、一部負担金の割合が3割です）。

例えば、今まで1割だった人が3割負担に変更となる場合は「3割（平成30年7月31日までは1割）」と表示されます。

●問い合わせ 保険年金課 高齢医療係 ☎33-1273

介護者交流会

【地域包括支援センター】

家族の介護をしている人や介護経験のある人を対象に交流会を開催します。

●日時 7月11日(水) 午後1時30分～3時30分

●場所 保健福祉センター

●問い合わせ 地域包括支援センター ☎32-1957

※介護が必要な人と一緒に参加される場合は、事前に連絡してください。

国民健康保険税の最高限度額が変わります

【保険年金課】

国民健康保険税は、医療分、支援金分、介護分について、それぞれ、所得割、資産割、均等割、平等割の4つの項目を算出し、年税額を決定しています。市では、平成30年度の国の税制改正に伴い、最高限度額を下表のとおり改定しました。

保険税内訳	平成29年度	平成30年度
医療分	54万円	58万円
支援金分	19万円	増減なし
介護分	16万円	増減なし

●問い合わせ 保険年金課 国保賦課係 ☎33-1271

国民健康保険税の軽減制度を拡充しました

【保険年金課】

国民健康保険加入世帯の前年分の総所得金額等が一定金額以下の場合、国民健康保険税の均等割額と平等割額が減額される制度があり、平成30年度から5割軽減と2割軽減の対象世帯を拡充しました。

なお、7割軽減の対象世帯は、これまでどおり総所得金額等が33万円以下の世帯です。

●5割軽減基準

●平成29年度
33万円+27万円×（被保険者数+旧国保被保険者数*）以下の世帯

●平成30年度
33万円+27.5万円×（被保険者数+旧国保被保険者数*）以下の世帯

●2割軽減基準

●平成29年度
33万円+49万円×（被保険者数+旧国保被保険者数*）以下の世帯

●平成30年度
33万円+50万円×（被保険者数+旧国保被保険者数*）以下の世帯

※国民健康保険制度から後期高齢者医療制度の被保険者となった人で、継続して同一の世帯に属する人

●問い合わせ 保険年金課 国保賦課係 ☎33-1271

国民年金の保険料のお支払いが困難なときは

【保険年金課】

失業や経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、本人の申請により保険料の納付が免除や猶予される制度があります。

保険料の免除を申請するには、本人のほか、配偶者や世帯主などの前年所得が定められた基準以下であることが要件となります。ただし、離職票などで失業などを確認できた場合、離職された人の所得は除外されます。

なお、失業などを理由に、所得が除外されるのは、失業などがあった年の翌々年の6月までです。

●保険料免除制度

所得に応じて、「全額免除」や「一部免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）」があります。※一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと未納期間となりますので、ご注意ください。

●納付猶予制度（50歳未満）

同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が一定額以下の人は、保険料の納付が猶予されます。

※納付猶予制度の対象が、「30歳未満」から「50歳未満」へ拡大しました。なお、平成28年7月1日から10年間の時限措置となっています。

●免除や猶予の申請ができる期間について

免除や猶予の申請ができる期間は、申請年度の7月分から翌年6月分までです。なお、過去に未納期間がある場合の申請ができる期間は、申請時点の2年1カ月前の月分までです。

●申請の受付について

平成30年度の申請受付は7月1日以降となります。

●免除や猶予された保険料について

10年以内なら、後から納付（追納）することができます。ただし、3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。

●問い合わせ

保険年金課 国民年金係

後期高齢者医療保険における限度額適用・標準負担額減額認定証について

【保険年金課】

入院・外来時の一部負担金（自己負担額）が限度額までとなる認定証を申請により交付します。

限度額は世帯の所得により決定されます。なお、自己負担割合が1割で住民税が課税されている世帯の人は、後期高齢者医療被保険者証を提示することにより、自己負担額が限度額までとなるため、申請不要です。

●対象

- 住民税非課税世帯に属する人
※すでに認定証をお持ちの人には、7月末までに新しい認定証を郵送しますので申請は不要です。
- 住民税課税所得145万円以上690万円未満の人
※8月1日から自己負担額の上限が変更されることに伴い、上記の住民税課税所得の人にも認定証を交付できます。なお、申請が必要です。

●持ち物

- 後期高齢者医療被保険者証
- 認め印（代理の場合は、本人の印と代理人の印）
- 届け出される人の本人確認ができるもの

●申請先・問い合わせ

保険年金課 高齢医療係 ☎33-1273

老人医療費支給制度について

【保険年金課】

市では、下記要件に該当する67歳から69歳の人を対象に、2割負担で保険診療を受けられる医療費助成を行なっています。助成を受けるには申請が必要です。

●支給要件（他にも要件があります）

- 本人を含む世帯全員が、住民税非課税であること
- 世帯全員の前年度の収入合計額が基準額以下であること（基準額＝1人世帯の場合100万円）。
※世帯員が1人増えるごとに40万円が基準額に加算されます。
※収入には、障害年金や遺族年金などの非課税収入も含まれます。

●申請先・問い合わせ

保険年金課 高齢医療係 ☎33-1273

橋本市国民健康保険税についてのお知らせ

●納税通知書の送付について

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主本人が国民健康保険に加入していなくても、家族が国民健康保険に加入している場合、世帯主あてに納税通知書を送付します。なお、普通徴収の人には納税通知書を、特別徴収の人には本徴収（10月・12月・2月）の案内を7月中旬に郵送します。10月から特別徴収開始となる人は、別途送付する納税通知書により1期～3期の納付が必要となります。

●減免の手続きについて

次に該当する世帯は申請により保険税の減免ができる場合がありますので、ご相談ください。

- 前年中に所得はあったが、やむを得ない理由により失業、休業などとなり所得が激減した場合
- 災害や盗難により住宅、家財、資産に重大な損害を受けた場合
- 貧困により生活のため公私の扶助を受ける場合

●問い合わせ 保険年金課 国保賦課係

伊都地方人権尊重連絡協議会こころの研修

橋本・伊都管内の市町と伊都振興局の人権担当部署で組織する協議会では、さまざまな人権問題を自分自身の問題として考えるため、こころの研修を開催しています。今回は、障がいのある人の人権に配慮した社会実現を推進するために、「合理的配慮」とは何かを一緒に考えて、障がいのある人とのコミュニケーションが自然にできることを目指します。ぜひご参加ください。

●日程 7月26日(木)

●時間 午後2時～4時30分

●場所 かつらぎ総合文化会館
(あじさいホール)

●内容 「つたえる心とわかろうとする心」

●講師 松上京子氏（和歌山県人権啓発センター登録講師）

●問い合わせ 伊都地方人権尊重連絡協議会事務局
☎33-4900 ファクス33-4916

